梨県公

第二千二百号

平成二十四年

二月二日

木 曜

日 区基盤整備促進事業)の施行について同意した。 る同法第十条第一項の規定により、 平成二十四年一月二十三日に土地改良事業 (根造地

平成二十四年二月二日

山梨県知事

横

内

正

明

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

センターに備え置いて縦覧に供する。 とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次の

平成二十四年二月二日

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定......四七特定非営利活動法人の定款変更の認証.....四七

特定非営利活動法人の定款変更の認証......

土地改良事業の施行同意...... 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定......

四七 四七 目

次

般競争入札について (二件) 五一

山梨県知事

横

内

正

明

| 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的 申請のあった年月日 平成二十四年一月二十五日

- 1 名称 特定非営利活動法人故郷の地球
- 2 代表者の氏名 片山由男
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門七百三十四番地一
- 4 定款に記載された目的

発を目的とした各種講演活動を行い、学校や地域社会からいじめや引きこもり、 持って自分の人生を大切に生きる自覚を育てるため、副読本の作成・普及、及び啓 この法人は、子どもを中心とした一般市民に対して、強い自己信頼と自尊の心を 非

で安心な社会作りに寄与することを目的とする。 行や自殺の原因をなくし、未来のためにたゆまぬ努力を続ける青少年を育て、平和

平成二十四年一月二十六日から同年三月二十五日まで

山梨県知事 横 内 正 明

 \equiv

縦覧期間

なければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十四年二月二日

山梨県告示第四十三号

告

示

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正

五四

公安委員会

害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をし

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有

市一町畑字芝原九六三番一及び九六七番一の全部並びに同市一町畑字芝原八八二番 一、八八二番二及び九六七番二の各一部 指定する区域の中央市町之田字天満二四五番四、同市一町畑字稲積八三八番一、同

一 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び 第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第四十四号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において準用す

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

第五十三条第一項の規定により、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び 次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横

内

正

明

サービスの種類

指定年月日

名

称

所 在

地

事業所番号 介護保険

四七

第二千二百号 平成二十四年二月二日

Щ

梨 県

公 報

護っているでは、

ももその デイサービス

希光庵

イももその

		የπ	/3/ 元	121 =		_ ^	7	71
		丁目六番一号	地一二六九番	地一二六九番	一 一二一番地 甲斐市大下条	地園三七九番南アルプス市	地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地勝田三〇四番
		三四五九一	〇六八三	〇六八三	- 九七一七〇	○九一九九一六○	〇九三五 〇九三五	- 九七 - 六O
予方方問ノヘごノテン(みなし)、介護アリハビリテーション(みなし)、介護予防通のでは、	なし)、介護予防居し)、訪問看護(みし)、訪問看護(みなし)をし		用具販売が特定福祉用具販売及	護予防福祉用具貸与福祉用具貸与のび介	防通所介護及び介護予	防通所介護及び介護予	生活介護 生活介護 生活介護及 短気入所生活介護及	介護予防訪問介護
		十月一日平成二十三年	十月一日平成二十三年	十月一日平成二十三年	十月一日	十月一日平成二十三年	十月一日年	十月一日
田センター湯苗	家 ゼンター 我が	んぽ ゼンター ゆた	善きるおうに	すり、			所 汽 住 球 彩 影 鴉	
番地 工四五二	地二 一番 南アルプス市	中央市浅利一	五号日子	月 守 ち 客 七 手			番一号 田府市下河原	1
- 九七〇二〇 〇四〇六	○九二七 ○九二七 ○九二七	〇 - 九七二三〇	三七九六	- 1 1 0 - -			三四七六	- L - - -)
防通所介護及び介護予	防通所介護及び介護予	防通所介護及び介護予	(みなし)及び介護予の居宅療養管理指導であなし)及び介護予	(みなし) (みなし)	ーション、みなし)、 予防訪問リハビリテン(みなし)、介護 所リハビリテーショ	なし)、介護予防通なし)、訪問看護(みし)、訪問看護(み	リテーション (みなし)、訪問リハビ なし)、訪問リハビ とョン (み みなし)、通所リハ	「みなし)(みなし)
十一月一日	十一月一日	十一月一日	十五月五日			***************************************	十 平 月 成 一 二 日 三 年	

福祉用具販売

江間歯科医院

福祉用具貸与

山 梨 県 公 報 第二千二百号 平成二十四年二月二日

											1				
山岩県公民	冒來見	日本調剤 三	R 字 尼	日本調剤 甲						科こうの整形外		道志茶屋	護支援事業所のである。		護事業所 マストライフ
第二十二百	地 家 一 房 一 了 一 者	 山梨市三富下	プノ丑番対言	ドノ丘番也に甲府市和戸町					_	二一九〇番地甲斐市西八幡	○番地 七十一	南都留郡道志	号 丁目二四番八四番八	=	号 二四番八甲府市国母八
	C E t	一九四〇二一	= / - -							〇六三九 一七〇	E E	一九七一三〇	= - + +	-	二九七〇一〇
P. 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	のなり、からのでは、これでは、これでは、これでは、これでのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		の居宅療養管理指導のおより	みなシン及が个獲予居宅療養管理指導((みなし) (みなし)	ノヨノヽみなし`	所リハビリテーショなし)、介護予防通	型 介 門 順 順 順 で 利 門 で り り り り り り り り り り り り り り り り り り	なし)、訪問リハビビリテーション(み	・ みなし)、通所リハ 居宅療養管理指導(り近月が誇	通所介護及び介護予	居宅介護支援		防訪問介護 十一月一日 訪問介護及び介護予 平成二十三年
	- F E		- F - E	平成二十三年						十一月一日平成二十三年	十 月 月 日		十一月一日	Ž Ž	十一月一日 平成二十三年
l															
	小川歯科医院		山薬局 塩		王薬局 竜		幡公園店 玉	口湖 薬 局	日本調剤 河	l E E E	じき田薬司 ふ		る薬局 つ		幡薬局 別 八
	丁目一二番三	者 対 一 ア	が が 曽一一三一 に は 山下 に は 山下 に は 山下 に に に に に に に に に に に に に		四二五番地六	_	一九三七番地田斐市西八幡		南都留郡富士	六五四八番地	富士吉田市上	<i>†</i>			四番地二二
	三四八四		〇一九四二二		〇三九二		〇三八四 七一	OII	九四一三一	(- - - -	一九四一二一		〇三二〇		一九四○二一一九四○二一
	 みなし)、通所リハ 居宅療養管理指導((みなし)	方居に僚養管理指導(居宅療養管理指導((みなし)	方号記憶養管理指導(居宅療養管理指導((みなし) 防居宅療養管理指導	みなし) 及び介護予 居宅療養管理指導((みなし)及び介護予 の居宅療養管理指導	居宅療養管理指導((みなし) のほう (みなし)	みなし、及び个獲予居宅療養管理指導((みなし)	カなし) 及び介護予めなし) 及び介護予	(みなし)	防居宅寮養管理指導(みなし)及び介護予 居宅寮養管理指導(
<u>g</u>	十一月五日		十一月一日 年		十一月一日 年		平成二十三年		平成二十三年	- - - - - -			十一月一日 年		十一月一日

	い ま い 眼 科	ンター 宅介護支援セツル虎ノ門居	介護	受ければ訪問甲府東事業所		
	地一井戸一七七番	場一八八番地	所一階一号室 ブライト事務 一丁目二番一 一丁目二番一	平府市富士 三号		二 号
	- 九- 九- 八〇 四八八	一九一	三 - 7 四 - 六 (ール ニール しつ 〇		
なし)、介護予防通むし)、訪問看護(みし)、訪問看護(みん)、介護予防居	リテーション (みない)、訪問リハビなし)、訪問リハビビリテーション (みみなし)、通所リハビ居宅療養管理指導(居宅介護支援	防訪問介護	防通所介護及び介護予	10プク回るし	なし)、介護予防通とで、 ()、 ()、 ()、 ()、 ()、 () () () () () () () () () () () () ()
	十二月一日平成二十三年	十二月一日年	十 <u>5</u> 月 1 七 日	平 十一 平		
アスモ・アンシ支援事業所コ	ションリテーリハビリテーの方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方の方	を	デイサービス デイサービス	店が開いている。	乃 昭和店 み	
号目三番一四甲府市相生三	一 町三八 町 元 九 五 五 八 番 版 版	一 町 町 町 町 町 市 一 町 正 八 番 地 原	丁目四番四号	地四年七七番	ニノー画 地 田 町常永土地 田 町常永土地区 地 区 地 区 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	
三二八七〇一〇	四 - 四 ナ 八 五 C - -	- 三 力 - 九 t - 五 C 	一 一九七一〇	〇三七四	一九四〇八一	
居宅介護支援	生活介護		通所介護	(みなし) (みなし) (みなし) (みなし) (みなし)	(みなし) (みなし) (みなし) (みなし)	(みなし) (みなし)、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション(みなし)、介護のが調りのでリテーション(みなし)、介護
十二月十九日	十二月二 月二十九日	MTJ (グリー・・ 本成二十三年) とお介護予防短期入所 十二月十九日 とお介護・ アルス・ オーラー カー・ オーラー オーラー カー・ オーラー オーラー オーカー オーラー オーカー オーラー オーカー オーカー	工 十二 平成二十三 年	十二月一日	十二月 月一日 年	

十二月二十日平成二十三年	防通所介護 十二月二十日 通所介護及び介護予 平成二十三年	〇一四九		だス 作式会社ユウ
十二月二十日	生活介護と活介護予防短期入所生活介護及	- 九七〇- 〇	四五七番地一甲府市増坪町	ス ケア・コスモ
十二月二十日	防通所介護及び介護予	二九七〇一〇	四五七番地一甲府市増坪町	スケア・コスモ
十二月十九日平成二十三年	防通所介護	三二七九	号目三番一四甲府市相生三	・アンシア 事業所コスモ
 十二月十九日	短期入所生活介護	- 九七〇 九七〇 - 〇	号 一九七〇一〇 甲府市相生三 一九七〇一〇	ンシア 生活介護事業 指定短期入所

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横 内 正 明

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

○の五の一部、三六九○の六の一部及び三七一五の一部の区域 南都留郡山中湖村平野字座蔵三六九〇の一、三六九〇の二、三六九〇の三、三六九

公共施設の種類、位置及び区域

道	公
路	公共施
	設の
	の種類

次の	
図	
のと	
図のとおり	
	位
	置
	及
	び
	X
	域

次の図」 は 省略し、 その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び山中

Щ

梨

県 公 報

第二千二百号

平成二十四年二月二日

湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡山中湖村平野三千七百七番地 株式会社讃美ヶ丘 代表取締役 上小澤

常範

• 一般競争入札について

のである。 十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月 平成二十四年二月二日 正

山梨県知事

横

内

明

一般競争入札に付する事項

役務の名称及び数量

山梨県庁本館及び構内清掃業務委託

一式

2 役務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間

平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県庁本館及び県庁構内

- 二 一般競争入札の参加資格 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- しない者であること。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当
- 2 参加することができる者であること。 に必要な資格等(平成二十三年山梨県告示第百六十九号)の一に定める競争入札に 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者
- 3 に登録されている者であること。 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種(建物管理)の「清掃」
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ
- 5 又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申し立 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申し立て、

でないこと。 てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)

- けている者であること。 十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和四十五年法律第二十号) 第
- 者であること。
 8 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる
- い。掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であるこ開継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積五千平方メートル以上の清明・平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの五年間において、一年

三 入札手続等

〒四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号1 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

山梨県総務部管財課庁舎管理担当

電話 〇五五 二二三 一三九一

入札説明書等の交付方法

2

三の1の場所において交付する。日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休平成二十四年二月二日(木)から平成二十四年二月十七日(金)までの山梨県の平成二十四年二月二日(木)から平成二十四年二月十七日(金)までの山梨県の

) 入札参加資格確認申請書の提出方法

に提出すること。 を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所、平成二十四年二月二日(木)から平成二十四年二月十七日(金)までの県の休日

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十四年三月十六日 (金)午前十時

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
北別館五階五〇七会議室

5 郵便による入札書の受領期限及び送付先

(〒四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。平成二十四年三月十五日(木)午後四時までに山梨県総務部管財課庁舎管理担当

6 入札方法

百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。(係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のり捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にる額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

7 入札の無効

条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県二の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行

落札者の決定方法

8

もって有効な入札を行った者を落札者とする。 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

て落札者を決定する。 入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経んだし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る

四 その他

日本語、日本国通貨及び日本標準時- 契約の手続において使用する言語、通貨及び時刻-

2 入札保証金

充余

3 契約保証金

ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する場合がある。九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において、当該契約に係る予算長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県

6 その他

よる。いて、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は、入札説明書にいて、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は、入札説明書にのうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合にお落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格

五 Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required:
- Cleaning services for the Yamanashi Prefectural Government Office Main building and its adjoing compound, 1 set.
- 2 The date and time of tender:
- 10:00 P.M., Friday, 16 March, 2012
- 3 Bureau in charge:

A Government Office Building Management Section, Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1

Marunouchi 1-choume Kouhu City, Yamanashi Prefecture, Japan.

TEL 055-223-1391

一般競争入札について

のである。十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

平成二十四年二月二日

山梨県知事 横 内 正

明

一 一般競争入札に付する事項

- 1 役務の名称及び数量
- 山梨県庁県民会館清掃業務委託 一式
- 2 役務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間

平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

4 履行場所

山梨県庁県民会館

山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号

一般競争入札の参加資格

Щ

梨

県公報

第二千二百号

平成二十四年二月二日

1 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当

しない者であること。

2

- 参加することができる者であること。に必要な資格等(平成二十三年山梨県告示第百六十九号)の一に定める競争入札に平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者
- に登録されている者であること。 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種(建物管理)の「清掃」

3

指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ4.この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

یے

- でないこと。 てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づき再生手続開始の申し立ち 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づき更生手続開始の申し立て、
- けている者であること。 十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和四十五年法律第二十号)第
- 者であること。
 8 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる
- い。掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であるこ掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であるこ間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積五千平方メートル以上の清9 平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの五年間において、一年

چ

三 入札手続等

- 山梨県総務部管財課庁舎管理担当「四〇〇」八五〇一」山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号――契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
- 電話 〇五五 二二三 一三九一

2

入札説明書等の交付方法

日」という。) を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休平成二十四年二月二日(木)から平成二十四年二月十七日(金)までの山梨県の

三の1の場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

に提出すること。を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の1の場所平成二十四年二月十七日(金)までの県の休日

4 入札及び開札の日時及び場所

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
北別館五階五〇七会議室

5 郵便による入札書の受領期限及び送付先

(〒四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。平成二十四年三月十五日(木)午後四時までに山梨県総務部管財課庁舎管理担当

6 入札方法

百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のり捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にる額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

7 入札の無効

条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県二の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行

8 落札者の決定方法

もって有効な入札を行った者を落札者とする。 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

て落札者を決定する。 入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る

四 その他

日本語、日本国通貨及び日本標準時 2 契約の手続において使用する言語、通貨及び時刻

入札保証金

免除

契約保証金

3

ればならない。 契約を締結しようとする者は、規則第百九条に規定する契約保証金を納付しなけ

ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する場合がある。九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において、当該契約に係る予算長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県

その他

6

よる。いて、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は、入札説明書にのうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合にお落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格

Summary

五

1 Nature and quantity of the services to be required:

Cleaning services for the Yamanashi Prefectural Civilian Centre 1 set

2 The date and time of tender:

10:30 A.M., Friday, 16 March, 2012

Bureau in charge:

A Government Office Building Management Section, Property Managementl Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi

1-choume Kouhu City, Yamanashi Prefecture, Japan.

TEL 055-223-1391

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十号

平成二十四年二月二日委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された員会機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

			_							- I-		
	っを	=	「に、	_	-	_	_	「を	_	ے اثر ا		六三
		_		_	-	0	O 九		O 九			
杜八ヶ岳公園線との十字路交差三先(県道長坂高根線と県道北北杜市高根町五町田八三二番地		県道西井出須玉線との交差点)地の四先(県道万年橋長坂線と北巨摩郡高根町五町田八三○番		差点)を原部広域農道との十字路交番地一先(茅ヶ岳広域農道との十字路交番地一先(茅ヶ岳広域農道と茅田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·	十字路交差点)一八号と韮崎双葉幹線農道との四先(県道韮崎昇仙峡線と農道:延崎市穂坂町宮久保六七二番地:	り線との十字路交差点)田富町敷島線と市道竜王駅南通・甲斐市名取一四九番地先(県道・		り線との十字路交差点)田富町敷島線と市道竜王駅南通・甲斐市名取一四九番地先(県道・		広域農道との丁字路交差点)	も、 景道 直奇早山夹泉 いまケ 岳華崎市穂坂町宮久保二二九番地
五 町 田		五町田交差点				北がられています。	南王駅ガード		南王駅ガード	_		鳥ノ小池西
告示第一〇号平成二四年二月二日	L	五 · 五 <u>:</u> 五	۔	告示第一〇号		告示第一〇号 平成二四年二月二日	告示第一一六号平成二二年一一月一五日	Ĺ	告示第一一六号平成二二年一一月一五日		在12000年	告示第一つ号 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	- IÇ		っを		- از				 E		- IÇ	
六五		六一		六一		七九九	t			七八		
市道御坂九五〇号線との十字路地二先(市道御坂九四〇号線と笛吹市御坂町成田二、一二四番		の十字路交差点) 番地先(国道一三七号と市道と 笛吹市一宮町竹原田一、六四〇		の十字路交差点)番地先(国道一三七号と市道と番吹市一宮町竹原田一、六四〇		道との十字路交差点)番地五先(県道中田須玉線と市北杜市須玉町若神子一、四二七	差点)と県道長坂高根線との十字路交と県道長坂高根線との十字路交流番地先(県道茅野北杜韮崎線		差点)	六番也先 / 杲道茅纾化往症倚泉北杜市長坂町長坂上条二、六三		点)
下成田		北白バイ訓練所		東山梨園芸高校		ふれあい館西	西毘記馬ゼイ	安里等代 免易 匕		酪農試験場北		
告示第八四号平成一八年八月一七日		告示第一〇号		告示第一〇五号平成一七年一二月一日		告示第一〇号	告示第八七号	F ()	1	专示第八七号 平成二一年八月二七日		

山梨県公報

第二千二百号

平成二十四年二月二日

っに に改める を を Щ 別表第三中 六三三 九二 九四 九三 九二 六五 梨 県 市道 域農道との十字路交差点) 甲州市塩山千野二七八番地六先 字路交差点) 甲州市塩山下於曽五七二番地先 東間反保六号線との十字路交差 道山梨市駅東山梨線と市道小原山梨市小原東八三六番地先(市 東間反保六号線との十字路交差 道山梨市駅東山梨線と市道小原山梨市小原東八三六番地先(市 点) 地二先 (市道同士の十字路交差 交差点) 公 点 笛吹市御坂町成田二、一二四番 (県道平沢千野線と東山東部広 (県道白井甲州線と市道との丁 報 甲府市美咲一丁目二 甲府市朝日三丁目一 番二〇号先 (竹川商 店南側交差点) から 第二千二百号 平成二十四年二月二日 、山梨 軽車両 車両 (病院駐 |塩山中学校入|平成二四年二月二日 玉宮入口 南 日下部小学校 平成二二年一一月一五日 成田南 南 日下部小学校|平成二二年一一月一五日 時除休 から七を 田曜、 平成二四年二月 告示第一〇号 告示第一一六号 告示第一一六号 平成二四年二月 告示第一〇号 告示第一〇号 甲府 平成二一年五月 告示第四五号 日 日 日 ٦ از ヮを を に改める。 別表第四中 六八 六八 六三三 削除 川左岸 市道荒 三号線 整理三 宝区画 市道寿 川左岸 市道荒 三号線 整理三 宝区画 市道寿 一号線 一号線 〇メートル) 交差点)まで(五〇 化ホール南側丁字路 町二五番二号先 (文 差点) から甲府市寿 号先 (荒川橋東詰交 甲府市寿町七番一二 五〇〇メートル) 沢幸明方前)まで(町二二番二号先(尾 差点) から甲府市寿 号先 (荒川橋東詰交 甲府市寿町九番一六 病院第四駐車場出入 口) まで (一一七メ トル) 番一三号先 (山梨 用車場を利 車(マ 車(マ 大型特 動車、 除く。 バスを イクロ 殊自動 大型特 大型自 除く。 バスを 殊自動 大型自 イクロ 終日 終日 九時ま で 甲府 甲府 甲府 平成二 平成二四年二月 平成一六年三月四 告示第一〇号 告示第一四号 告示第一〇号 五七 四年二月

	・を		った						_ ¬ を			
六三〇		7	別表第十中		五八四			1] =				五八三
日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日		線二国			〇 国 号 道 二			i 道	<u> </u>		j	道
_		線二日号道			差三 韮 点 番 崎 ル 地 市	ル	一 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 日	差九ガ気号の) までル)	目 一 差 九 ; 駅 日 点 号 ,	大月
7 (一ツ)		フィーファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	(二三メートル)	差点化則量所導流部2三番地一先 (一ツ谷5韮崎市一ツ谷一、六()		(二四 [側丁字: 	から大三		(二四)	1月番 - 70 (大月)	月
先(一ツ谷交差点)		先(一ツ谷交差点)	# - - -	ル) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	差点化則11分割を 三番地一先(一ツ谷交韮崎市一ツ谷一、六○)まで (二四一メート月駅西側丁字路交差点一丁目三番一七号 (大	差点)から大目市大月九号先(大月二丁目交)	- - -) まで (二四一メート)	目駅西則丁字路交差点一丁目三番一七号 (大月二丁目三番 大月二丁目三番 (大月二丁目章	大月市大月二丁目一番
先 (一ツ谷交差点) 証崎市一ツ谷一、六〇三番地一			I		 車 両		1 / (/	1 <u>~ .</u> 耳	_			車
番 地 一		- 習 - (-	- - - 	, 4	へ西車		, ,	西耳をかる	<u> </u>		へ 終 日 シ	 車 売
四 韮 崎		主		E	へ 西 車 車 両 車 両 直 東 三		Ē	東行			東 1	
			奇 - -	4	董 崎 ち 月 平		<u></u>	ブ 月 キ 月 3				大月 平
告示第一〇号 工日 二月		第 告 〇 7 三	- - -	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	与 月二日 平成二四年二			与 月二五日 十二五日 七二号	<u> </u>		告示第七二号	平成三年七
写 月	_	_		<u> </u>			- -	_	5		号 -	t_
	، اذ			っを				っに		っを		_ [_ [_ [
一、八三〇	•	七五六	七五五		t I	ZF PILL	七五五		7 1 -		六七一	
長大県坂平線橋道		線 坂 県 高 長	削 除		根長児線坂高道	直	長 万 県 坂 年 線 橋 道		線玉県中道田湾		市 道	_
地の四先五町田交差点北巨摩郡高根町五町田八三〇番		三先(五町田交差点)			地の四先(五町田交差点)	化三撑你高曳丁二丁日/	七番地先(五味利昭方前)北巨摩郡高根町五町田一、) 番地一先(ふれあい館西交差点番地一先(ふれあい館西交差点		路交差点) 路交差点) おせん (市道と県道との十字 本社市須玉町若神子一、四二七	
		_					=					
長坂		四 北 杜	北杜		E 切		二 長 坂	_	<u>و</u> خ خ		北杜	
坂 二〇号 · 六·五		社 二日 二日 二日 二月	性 生 二日 二日 二日 二月 二月			\\ - - - -	坂一六号のカー		告示第一〇号		土 二七日 二七日 二十二年八月	

ĺĆ ľ - ار を を を Щ 三 Ę Ę _ _ 梨 三九二 三九二 三八〇 三八〇 시 三 O 兀 県 公 報 仙 甲 県 峡 府 線 昇 道 屋一軒沢茶 府 原 道 明 削除 荊沢線 軒茶屋 県道一 県 市 線 線 道 道 第二千二百号 校入口 甲府市山宮町九二番地の一先(先(大明小学校北)南アルプス市古市場一八一番地 地先 (大明小学校前) 中学校入口交差点) 甲府市山宮町六八番地先 (北西 甲府市山宮町六八番地北西中学 窪田樹方前) 中巨摩郡甲西町古市場一八一 平成二十四年二月二日 番 兀 甲府 甲府 南ア 小 笠 甲 北杜 府 六 ---二平日成 五五・三・一八 六二・八・一 平成 平成 四四号 告示第一〇号 三〇号 告示第一〇号 告示第一〇号 日 |四年||月 四年二月 四年二月 ヮを っに っを Ę ゼ 三 Ę Ą Ę 赶 Ę 三九五 三九四 三九三 三九二 三九 三九〇 三九〇 四 峡 崎 県線 昇 道仙 韮 中湖辺 県道高 道広茅ヶ農岳 一 国 一 道 号 四 県道高 市道 線 福 士 線 福 士 削除 野富士 番地先(県道高瀬福士線と町道南巨摩郡南部町福士二、七三二 五差路交差点) 道甲府南アルプス線と市道との甲斐市篠原七三八番地一先(県 山梨学院大学北側)甲府市酒折二丁目三番六号先(地先(砂原橋西詰)富士吉田市下吉田三、 番地一先 (三ツ澤交差点) 韮崎市穂坂町三ツ澤一、七三四 四先(韮崎インター北交差点)韮崎市穂坂町宮久保六七二番地 との十字路交差点 番地先 (県道高瀬福士線と町道 南巨摩郡南部町福士二、七三二 との十字路交差点 〇六九番 = = = 韮崎 韮崎 甲府 南部 吉田 二日 二月 韮崎 南部 甲府 告示第一〇号 工日 二月 二日工日二月 平成 二平日成 | 平成| | 四年| 月 月一五日 | 平成||三年||二 |平成||三年||二 告示第一〇号 告示第一〇号 告示第一〇号 告示第一〇号 告示第一二四号 告示第一二四号 月一五日 告示第一〇号 日 五九 四年 四年 月 月

<u>-</u> از を に改める。 別表第十四中 五六 兀 兀 号 <u></u>四 二 号 国道五 線五国 玉 道 — 号 道 吉田線 から 四番二〇号先 (相 甲府市相生二丁目 甲府警察署前交差 里三、五四五番地 輪新町一、〇九一 生歩道橋交差点) 甲府市中央一丁目 の三三六先 (レス 北巨摩郡高根町清 側丁字路交差点) 消防署高根分署北 番地の一先 (長坂 北巨摩郡高根町箕 から甲斐市竜王一 九五番地先(国道 竜王町竜王一、九 点)から中巨摩郡 車場前) までの両 点) まで 一〇番二四号先(トランキャ ビン駐 一〇号線との交差 (竜王立体交差点 までの両側 三四〇番地二先 0 Ę 五 _ 二 六 五〇〇 五九 け 原 車 ん 付 向 引・(・ (原 ん を除く 除く。 中 高速車 引 車 両 を 四〇 四〇 四〇 長坂 韮 甲崎 府 甲府 南甲 府 年二月二四 平成三 告示第 <u>:</u> 0号 第一〇号 六三・三 告示第九 年三月 日 っに っに ヮを ヮを <u>—</u> 五 Ξ Ξ 五六 三 〇号 二〇号 削除 玉 四 号 国道 線 玉 線 道 道 県境) から北巨摩 教来石地内 (長野 北巨摩郡白州町上 先 (小沢なみえ方 原六二〇番地の一北巨摩郡武川村牧 国道一四一号と市 四五九番地先 (長 北杜市高根町長沢 側 成KK) まで 〇番地先 (新興合 郡武川村三吹七七 水田) から北巨摩 点南側) までの両 道との丁字路交差 杜市高根町清里三 沢交差点) から北 五七〇番地先(0 <u>_</u> ξ 八五六 Ξ 中高速車 車両 (高速車 除 く。 け ん 引 原 付 ・ を 四十 四〇 五十 長坂 長坂 北杜 北杜 五〇・ 日 年 月 日年月 平成二四 号 告示第 三十六 告示第 : = 五三・三 号 平成二四 号

Щ

梨県

公 報

第二千二百号

平成二十四年二月二日

<u>-</u> از ヮを Щ 四四 四四 梨 県 四 回 ョ 一 道 号 号 玉 〇 号 四 公 報 道 川八九九番地一先韮崎市中田町小田 の両側 、八七六番地先(先 (桐の木橋交差 川八九九番地の一 峡北消防本部西交 先 (長沢交差点) 町長沢四五九番地 署北側丁字路交差 長坂消防署高根分 点) から北巨摩郡 韮崎市中田町小田 白州町上教来石一 差点) から北杜市 までの両側 点) までの両側 高根町箕輪新町一 (長野県境)まで (桐の木橋交差点 〇九一番地先 (から北杜市高根 第二千二百号 四二三番地一先 平成二十四年二月二日 九 四 Ξ00 六七 け 原 車 ん 付 両 引・ (を除く け 原 車 ん 付 両 引・(を除く <u>\</u> ن ・ (け 原 ん 付 引 車 を除 両 五〇 五〇 北杜 年二月二 北杜 年二月二 長坂四・六・ 年 月 年||月| 告示第 告示第 告示 〇 号 응 第一七号 っを っに ヮを <u>-</u> 五 五九 _ _ 五 四 一 道 号 一 号 四 市道 玉 道 三、五七〇番地先 北杜市高根町清里 里三、五四五番地 北巨摩郡高根町清 県境) までの両側 先 (新大門橋長野 里三、五四五番地 北巨摩郡高根町清 車場前)から トランキャビン駐 の三三六先(レス での両側 本部西交差点)ま 番地先 (峡北消防 点) から韮崎市栄 韮崎市栄一丁目三 (国道一四一号と (塩川橋西詰交差 一丁目三、八七六 二九四番地一先 ţ Ę 五三六 四五八 -00 け原車 ん付の 引・(け 原 ん 付 引・ <u>\</u> ن ・ (け 原 ん 付 を除く 引 車 車両(を除 両 五〇 五〇 五〇

長坂

平成一三

号示第九

日年三月一

ヿ゙ 五九 二〇号 玉 道 原六二〇番地先(北巨摩郡武川村牧 町地内 (塩川橋西 小沢なみえ方水田 詰) まで)から韮崎市韮崎 0 六〇 高速車 五十 長坂 韮崎 : = 五三・三 — 〇号

韮崎

日年月 平成二四

〇 号 告示第 を

郡武川村三吹七七

〇番地 (新光合成

まで

五

国道二

韮崎市栄一丁目三

五

六六

五〇

六

北杜

平成二四

日年月

	I		っを						- ار]
		○ 六 二				0 七	· _ ` _	〇 - 六 二				山梨
 県 道 甲	線府県五国 韮道八道崎甲号 3	国二国首号道五			線	島菲府敷	県 : : : 道	号三国線五 道				県公報
甲府市丸の内一丁	点)までの両側、九〇五番地先(、九〇五番地先(甲府市上曽根町三	テガζ きない から 日七番一号先 (県甲府市丸の内一丁		差点)まで	(点) から甲府市朝	甲府警察署前交差 (甲府市中央一丁目	甲府市相生二丁目 町上曽根三、九〇 町上曽根三、九〇 町上曽根三、九〇 町・1 で で で で で で き で き り り り り り り り り り り り) までの両側新大門橋長野県境	杜市高根町清里三 差点南側) から北 の丁字路交	第二千二百号
一、三四七		九 三 七					一、七五〇	八、五五〇				平成二十四年二月二日
車両(。 。 除 が く 引	け原車の付金				中速車	高速車	中 高 速 速 車 車			。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	月日
		五〇					四〇	五〇				
甲 府		守南 甲甲 府					甲 府	府 南 甲 甲 府				
平 成 二 四	○ 告 E 号 示 第一	3 年 平 月 二 月 二			第四号	告三〇	平七・一	七 · 平号 五四 · 三			○ 号 第 一	
												-
	九 一、 五 六	, [八五		を	八 一、 五 、 六	<u>-</u> از		O t	
	市道			線	校永東小西学	町道常		町 道			線 線 症 崎	
上曽根町一、八九	差点〉から甲符市市道との丁字路交(国道一四○号と、八一二番地一先甲府市上曽根町一		差点)までの両側(押原駐在所北交	、丘七九番也一先昭和町河東中島一点)から中巨摩郡	一先 (飯喰南交差	中巨摩郡昭和町飯		両側 (中巨摩郡昭和町飯中巨摩郡昭和町飯本での でのでは、)から中巨摩郡 でのででででででででででででででででででででできまれる。 でででででででできません。 ででででででいます。 でででででいます。 でででででいます。 ででででいまする。 ででいまする。 でのできません。 でのでのでもでもををもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもで		での両側 (朝日	甲府市朝日五丁目 庁前交差点)から (県	
	三五五					- 00		<u>л</u> О				
	く。) を) 除 引			~除 く 。を	け 原 ん 付 引・	車両()除 け原車 く ん付両 。を引・へ) 除く	け 原 ん 付 を 引・	
	ΞΟ					四〇		四〇				
	府南甲					南甲		府南甲				六二
	二告一年平 四示日二二号第一月三 月			号示第	日年 月 二	平成二四		七告日年平号		号	告示第一月二	

Щ 梨 県 公 報 第二千二百号 平成二十四年二月二日

_					- -	九 一、 七 六							一、六									- - 六	・を		
_		八農農号道道	葉幹線	韮崎双	域景	東茅い云岳							市道								;	 市 道			
	字路交差点)まで農道一八号との丁	香地一も、	岳東部広域農道と	保絵見堂線と茅ヶ	(県道島上条宮久	井五七八番地一先一韮崎市穂坂町上今		点)までの両側 オタラ	11. 一野二、〇八匹番地	ら南アルプス市有	(百々交差点)か	三、〇二五番地先	南アルプス市百々)までの両側との丁字路交差点	府精進湖線と市道	七番地先(県道甲一ノナ	差点)から甲府市	市道との丁字路交	(国道一四〇号と	、八一二番地一先	甲府市上曽根町一		の丁字路交差点との丁字路交差点	守青進期線 1 市道 七番地先 (県道甲
						二、七七九																三 五 五			
_			´除 く。	を	け』 ん 1 引	原 車付 (ィ除 く	。 。 を	け ん 引	原付・	車両(,	<u>\</u> ا ا	を除	け! んi	車両(
						四〇							四〇									=			
_						韮崎	_					ルプ									府i				
_			号	告示第一	日 <u>1</u>	年二月二四			C 号	告示第一	日	年二月二	平成二四					二 四 号	告示第一	一: 五: 日:	年	平成二三			
	別表第十							[. - -							匹七六	\neg	っを						四七六	「別表第十に改める。	
-	六中		八号	農道	農道	葉韮幹崎線双	域農道	東部広	茅ケ舌						船停道							場線停車	品 県 道 内	五中	
_		側の発生は、までの両の数交差点、までの両のである。	三番地一先(市道と	坂町宮久保四、三九	差点) から韮崎市穂	域農道との丁字路交」、「堂線と茅ヶ岳東部広	道島上条宮久保絵見	五七八番地一先(県	 	点)までの両側	地先 (南部橋東交差	町内船四、八一二番)から南巨摩郡南部	先(南部橋西交差点	九、一七二番地四六一年巨摩郡南部町南部	3		点)までの両側	地先 (南部橋東交差	町内船四、八一二番)から南巨摩郡南部	先 (南部橋西交差点	-		の両側

「 一 一 一 一 一 一 一 一 一	五中						
四七六	県道内	믍	六四〇	車両	終日	南 部	平成三
	場線	先(南部橋西交差点)					五年
) から南巨摩郡南部					告示第九
		町内船四、八一二番					ㅡ 号
		地先 (南部橋東交差					
		点) までの両側					

六四〇

車両

終日

告示第九

— 号

二、七七九

車両

終日

日年二月二四

○号 号 第 一

っを「	九									- از					を		1		
				, [Ć		± C J			五、七〇八	·	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	五七六		一、五七五			. [4]	一、五七五	
-	\(\)	アルジィンツラ	道 広 ン 域 フ 農			肖 院	 IJ È		市		Ì	削除		削除		ī	र्व	市	
-	٤					173		:=	道			3.		13.			直	道 ——— 来 菲	
		(村里太子已修、夏汝亘市)	、南复催らす削・良生原向、塩山市千野五五九番地先					清方北側)	塩山市千野二八〇番地先 (国本							-	直奇行恵反丁三ソ尺一、 ヘらつ	番地先(畑)南側韮崎市穂坂町三ツ沢一、七二七	
-			 塩 山			Ę	1		塩			韮崎		韮崎			直	七 —— 韮	
_	爭	等告(3 下 平 平		_	山 五				生				奇 「	<u>崎</u>	
	第二 二 号	告告	平〇・四・三		世才第一〇号	二日二日二月二日		- 号	五八・二・一四		告示第一〇号	平成二四年二月	告示第一〇号	ではいる 二日 平成二四年二月		<i>-</i>		二九号 二九号	
		- I-				 っを			- I		-	っを							
	一、四六三	r IĘ			- 0、七つ五	· Æ		- C、七C五			九 九 三 一				九九三二	- K		九、三五九	
	市 道		三野線		市 首 春		三整号理	宝区画寿			市 道			号	一 一 四 国 一 道			削除	
交差点・西進車両)番地先(須王垂復居北側十字路	交差点・西進車両)		世 単 両 ご 一 ま が で アイ アール 南側丁字路交差点・北東	甲舟市寺订二五番二号先(文七			幸明方東側・北進車両)甲府市寿町二二番二号先 (尾沢		Ī	両) 地二先 (三差路交差点・南進車 地二先 (三差路交差点・南進車 北杜市高根町箕輪三、一八九番			西進車両) (㈱ナカゴミ北側交差点東側・	番地の二先北巨摩郡高根町箕輪三、一八九					
	北杜				押 付			甲 府			北 杜				長			日下	
告示第八七号	平成二一年八月		<u>F</u>	与 元 月 三 月 三 月 三 月 三 月 三 月 三 月 三 月 三 月 三 月	平成二四手二月		告示第一四号	四日一六年三月			告示第一〇号 二日 平成二四年二月			第一七号	歩 年一二・四・六		告示第一〇号	日下部 平成二四年二月	

山 梨 県 公 報 第二千二百号 平成二十四年二月二日

					っを					_¬ を	
<u> </u>						_	- `				
五九八		五九七	五九六	五九五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五		<u> </u>		四六四	四六三		四六四
市 道		市道	○ 国号 道二	市 道		计道	<u></u>	削 除	削 除		市道
路交差点・北進車両)甲斐市篠原七三九番地先(五差	多足交多点。再说耳而)	皇各で皇気・南圭軍町〜甲斐市万才一三○番地一先(五甲斐市万才一三○番地一先(五	部・東進車両) 先 (一ツ谷交差点北側左折導流 韮崎市一ツ谷一、六〇三番地一	先(大月駅前ロータリー)大月市御太刀一丁目二番二三号		先(大月駅前ロータリー)					路交差点・東進車両)番地三先(須玉郵便局北側十字北杜市須玉町若神子一、四二七
韮崎		韮崎	韮崎	大月		力 月		北 杜	北 杜		北杜
告示第一〇号 二日 平成二四年二月	告示第一〇号	平成二四年二月	告示第一〇号 工成二四年二月	告示第一二四号 平成二三年一二		告示第一二四号	Z	告示第一〇号 二日 平成二四年二月	告示第一〇号 二日 平成二四年二月		告示第八七号平成二一年八月
		- IC									
	一、〇四三	「別表第十七中に改める。	- - 7 C			、	- - C		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	一、六〇〇	一一、五九九
	市道		線輪頭		当 <u> </u>	市道				茅ヶ岳	八農号道
ら甲府市丸の内 ピル南西角)か 一月 一七番一〇	甲府市丸の内一・九五・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		主奇万恵反丁宮 入呆り、丁可香也) 先(十字路交差点・南西進車両韮崎市穂坂町宮久保四六九番地	一先(十字路交差点・北進車両一先(十字路交差点・北進車両	一先(十字路交差点・南進車両)		_	車両)番地一先(丁字路交差点・北進一 韮崎市穂坂町宮久保四、三九三―――――――――――――――――――――――――――――――――――
 で 時 ら 時 ま 九 か			オ	比 主 山	声	韮崎	証	<u> </u>	 直 奇	韮崎	韮崎
まれた 一年 三四号 一年 月	甲 府		告示第一〇号	年	文 :	告示第一〇号 工日 工月	告示第一〇号	生	円	平成二四年二月	告示第一〇号工时,一〇号工时,一〇号

Щ	に 改 め る。	
梨 県	න බ	
公		市道
報		○れ区の差先丁甲差先丁甲
第一		や内側西市一市東市一市内にへ側で大力を
第二千二百号		で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
号		九五
平 成		五
<u>_</u> 		車
平成二十四年二月二日		で 時 一 か 九 ま 九 ら 時
月二		分四〇
н		
		示 二 成 第 日 二 一
		告示第一〇号 号
	<u>-</u>	
六七		

7
山梨
県公報
第二千二百号
百号
平成二十
平成二十四年二月二日
日
六八